

供給約款等以外の供給条件

(定額電灯および公衆街路灯Aの料金についての特別措置)

平成23年12月1日実施

平成 23・09・12 資第 10 号

認 可

平成 23 年 10 月 3 日

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この供給約款等以外の供給条件（以下「この供給条件」といいます。）は、電気供給約款（平成 21 年 3 月 3 日届出。以下「供給約款」といいます。）の定額電灯または公衆街路灯 A により電気の供給を受け、契約負荷設備に 10 ボルトアンペアまでの容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに供給約款別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）の電灯を含むお客さまで、かつ、この供給条件の適用の申出があった場合に適用いたします。

2 料 金

(1) 供給約款 16（定額電灯）(4) の早収料金の算定上、契約負荷設備のうち 10 ワットまでの電灯の電灯料金については、供給約款 16（定額電灯）(4) 口 (イ) および供給約款別表 1（燃料費調整）(2) イ (1) の規定にかかわらず、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

イ 電灯料金

1 灯につき	68 円 57 銭
--------	-----------

ロ 基準単価

1 灯につき	50 銭 6 厘
--------	----------

(2) 供給約款 19（公衆街路灯）(1) 口の早収料金の算定上、契約負荷設備のうち 10 ワットまでの電灯の電灯料金については、供給約款 19（公衆街路灯）(1) 口 (ロ) a および供給約款別表 1（燃料費調整）(2) イ (1) の規定にかかわらず、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

イ 電灯料金

1 灯につき	61 円 11 銭
--------	-----------

ロ 基準単価

1 灯につき	50 銭 6 厘
--------	----------

- (3) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，供給約款別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (4) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，供給約款別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

3 そ の 他

- (1) この供給条件適用の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，供給約款 27（料金の算定）および供給約款 28（日割計算）によって日割計算を行ない，料金を算定いたします。
- (2) その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。